



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔政 令〕

〔目 次〕

- 公職選舉法施行令の一部を改正する政令
(政令二二)
○独立行政法人日本万国博覽会記念機構が取得することのできる有価証券を指定する件等を廃止する件
(財務二九)
○保安林の指定をする件
(農林水産一六八、一六九)
○保安林の指定を解除する件
(同一七〇)
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を継続に供する件(国土交通八七〇八九)
○軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日にについての届出があつた件
(同九〇、九一)
○砂防法第一条の土地を指定する件
(同九二、九五)
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を実行する件
(同九六)
○公職選舉法施行令の一部を改正する政令
(二五)
○独立行政法人日本万国博覽会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
(二六)
○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(二四)

〔省 令〕

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 外務省 農林水産省
最高裁判所

〔皇室事項〕

〔告 示〕

〔官厅報告〕

官厅事項

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件(政治資金適正化委八)

防災基本計画の修正について
(中央防災会議)

〔公 告〕

〔諸事項〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係、
地方公共団体、教育職員免許状失効関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選舉法施行令の一部を改正する政令
(政令二二)(総務省)

第一条で都道府県の議会の議員の選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとした。ただし、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める区域については、この限りではないものとした。(第三条関係)

(一)新たに市町村の区域の設定があつた場合当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(二)新たに市町村の区域の廃止があつた場合当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属していた選挙区の区域

(三)当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(四)当該市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を公職選挙法(昭和二十五年法律第一〇〇号。以下「法」という。)第一五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(五)法第一五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていなかった区域がなくなった場合当該区域が従前属していた選挙区の区域

(六)他の都道府県の区域の全部を編入した場合又は一部が従前属していた選挙区の区域

(七)都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数は、議員の任期中においても、1の「から」までに掲げる場合に限り、変更することができるものとした。ただし、1の「から」までに掲げる場合には、これらに定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた選挙区に限るものとした。(第四条関係)

